

# 建築設計業務委託特記仕様書

## I. 業務概要

1. 業務名称 ( 尾鷲市体育文化会館及び中央公民館  
耐震・長寿命化工事実施設計業務委託 )

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 ( 尾鷲市体育文化会館及び中央公民館 )
- (2) 敷地の場所 ( 尾鷲市内 )
- (3) 施設用途 ( 体育館、公民館、集会所及び図書館 )

### 3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「◎」印の付いたものを適用し、「・」印の付いたものは適用しない。

### 4. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 ( 約 30,000 m<sup>2</sup> )
- b. 用途地域及び地区の指定 ( 都市計画区域内 )

#### (2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 ( 体育文化会館：2,493.3m<sup>2</sup> , 中央公民館：2,621.6m<sup>2</sup> )
- b. 主要構造 ( 体育文化会館：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、2階建  
中央公民館：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、4階 )
- c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1) 構造体     | Ⅲ | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | B | 類 |
| 3) 建築設備    | 乙 | 類 |

#### (3) 設計の条件

- a. 概算工事費 ( 約 1,000,000千円（消費税及び地方消費税を含む） )
- b. 履行期限 ( 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで )

#### (4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ◎ 付近見取り図
- ◎ 配置図

## II. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

各設計における標準業務内容は、（告示）平成31年国土交通省告示第98号別添一による。

##### a. 基本設計

業 務 内 容		委 託	特記事項等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	—	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	—	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	—	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	—	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		—	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	—	
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	—	
(5) 基本設計図書の作成		—	
(6) 概算工事費の検討		—	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		—	

b. 実施設計（設計意図の伝達業務を除く）  
（建築）

業 務 内 容		委託	特記事項等
建築（総合（意匠））（設計意図の伝達業務を除く）			
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	◎	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	◎	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	◎	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	◎	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	◎	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	◎	
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	◎	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	◎	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	◎	
(5) 概算工事費の検討		◎	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		◎	
建築（構造）（設計意図の伝達業務を除く）			
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	◎	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	◎	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	◎	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	◎	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	◎	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	◎	
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	◎	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	◎	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	◎	
(5) 概算工事費の検討		◎	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		◎	

(設備)

業 務 内 容		委 託	特記事項等
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	◎	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	◎	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	◎	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	◎	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	◎	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	◎	
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	◎	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	◎	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	◎	
(5) 概算工事費の検討		◎	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		◎	

## (2) 追加業務の内容及び範囲

### ◎ 積算業務

#### ◎ 建築積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成（予算との整合検討、内訳書の作成を含む。）

#### ◎ 電気設備積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成（予算との整合検討、内訳書の作成を含む。）

#### ◎ 機械設備積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成（予算との整合検討、内訳書の作成を含む。）

#### ◎ 透視図作成

種類(外観)、判の大きさ(A2)、枚数(2)、額の有無(有)、材質(協議による)

#### ・ 透視図の写真撮影

カット枚数( )、判の大きさ( )、電子データ( )

#### ・ 模型製作

縮尺( )、主要材料( )、ケースの有無( )、材質( )

#### ・ 模型の写真撮影

カット枚数( )、判の大きさ( )、白黒・カラーの別( )、電子データ( )

#### ◎ 計画通知、確認申請手続き業務

計画通知書、構造診断判定委員会費用及び各種許可申請書の提出・手続き業務に要する手数料は、別途発注者において準備するが、当該申請が不適合等の判定を受けるなど、再申請が必要となった場合における手数料は、受注者の負担とする。

- ◎ 関係法令等（条例、指導要綱等を含む。）に基づく各種申請手続き業務  
標識看板の作成、設置報告書等の届出
  - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ◎ 省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
- ◎ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務（手数料は、別途発注者において準備するが、当該申請が不適合等の判定を受けるなど、再申請が必要となった場合における手数料は、受注者の負担とする。）
- ◎ 建築物省エネ法第19条第1項に規定する手続き業務
- ◎ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく資料の作成及び申請手続き業務
- ◎ 景観計画に基づく資料の作成及び申請手続き業務
  - ・ 都市計画法に基づく建築の許可等の申請手続き業務
- ◎ 三重県建設副産物処理基準に基づくリサイクル計画書の作成
- ◎ 概略工事工程表の作成
  - ・ 建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討及び資料の作成
- ◎ 既存建築物等の現地調査
  - ・ 自然公園法に係る協議用設計図書を作成
  - ・ Z E B取得手続き業務
- ◎ 構造診断判定委員会手続き業務

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

### (2) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

#### a. 共 通

適 用 基 準 等	( 年版等 )
◎ 官庁施設の基本的性能基準	( R 2 )
◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	( H 25 )
◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	( H 8 )
◎ 官庁施設の環境保全性基準	( R 4 )
◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	( H 18 )
◎ 公共建築工事積算基準	( H 28 )
◎ 公共建築工事共通費積算基準	( R 5 )
◎ 公共建築工事標準単価積算基準	( R 5 )
◎ 建築物解体工事共通仕様書	( R 4 )
・ 木造計画・設計基準	( H 29 )
・ 木造計画・設計基準の資料	( H 29 )

◎ 建築設計業務等電子納品要領	( R 3 )
◎ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	( R 4 )
◎ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針（三重県）	( H 14 )
◎ 三重県建設副産物処理基準	( R 5 )
◎ 三重県リサイクル製品利用推進条例	( H 25 )
◎ 三重県環境影響評価技術指針	( R 4 )
◎ ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（三重県）	( R 3 )
◎ 三重木づかい条例	( R 3 )
◎ 三重県景観計画（尾鷲市景観計画）	( H 29 )

## b. 建 築

	適用基準等	( 年版等 )
◎	建築工事設計図書作成基準	( R 2 )
◎	敷地調査共通仕様書	( R 4 )
◎	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	( R 4 )
◎	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	( R 4 )
◎	公共建築木造工事標準仕様書	( R 4 )
◎	建築設計基準	( R 4 )
◎	建築設計基準の資料	( R 4 )
◎	建築構造設計基準	( R 3 )
◎	建築構造設計基準の資料	( R 3 )
◎	建築工事標準詳細図	( R 4 )
◎	擁壁設計標準図	( H 12 )
◎	構内舗装・排水設計基準	( H 27 )
◎	構内舗装・排水設計基準の資料	( H 27 )
◎	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル	( R 2 )

## c. 建築積算

	適用基準等	( 年版等 )
◎	公共建築数量積算基準	( R 5 )
◎	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） （内訳作成については三重県仕様による）	( R 5 )
◎	公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	( R 5 )

## d. 設 備

	適用基準等	( 年版等 )
◎	建築設備計画基準	( R 3 )
◎	建築設備設計基準	( R 3 )
◎	建築設備工事設計図書作成基準	( R 3 )
◎	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	( R 4 )
◎	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	( R 4 )
◎	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	( R 4 )

◎ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	( R 4 )
◎ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	( R 4 )
◎ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	( R 4 )
◎ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	( H 28 )
◎ 建築設備耐震設計・施工指針	( H 26 )
◎ 建築設備設計計算書作成の手引	( R 5 )

e. 設備積算

適用基準等	( 年版等 )
◎ 公共建築設備数量積算基準	( R 5 )
◎ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (内訳作成については三重県仕様による)	( R 5 )
◎ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	( R 5 )

(3) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。また、配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。

◎ 建築士法（昭和25年法律第202号。）第2条第2項に規定する一級建築士（同法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限る。

（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。））

- ・ 建築設備資格者として登録された建築設備士
- ・ 社団法人空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士として登録された学会設備士

(5) 貸与資料等

a. 資料等の名称

・

b. 貸与条件

貸与場所 ( 尾鷲市 教育委員会生涯学習課 ) 貸与期間 ( 受託期間 )  
返却場所 ( 尾鷲市 教育委員会生涯学習課 ) 返却時期 ( 完成検査 )

(6) 打合せ及び記録

◎打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

a. 業務着手時

b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

c. その他 ( )

(7) 業務の再委託

- a. 設計業務（契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」を除く。）を再委託する場合は、一級建築士事務所とすること。
- b. 設備設計補助業務は、建築設備士に再委託すること。

(8) 業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）  
◎ 指定部分の履行期限（ 契約締結日の翌日から6ヶ月 ）
- b. 成果物等の提出場所（ 尾鷲市 教育委員会生涯学習課 ）
- c. 成果物等の提出期限について

Ⅱ 3で規定する成果物について、積算前確認・検査前確認・検査に要する資料として次に掲げる図面等を提出すること。

	提出物	部数	提出期限	図面の場合におけるサイズ
積算前 確認用	Ⅱ 3 (2) ( )	各(2)部	履行期限の (14)日前	◎ A3版(縮小) ※メールによる提出可。
検査前 確認用	Ⅱ 3と 同じ	各(2)部	履行期限の (14)日前	◎ A3版(縮小) ・ A2～A0版(非縮小)
検査用		各(1)部	検査当日	◎ A3版(縮小) ・ A2～A0版(非縮小)

- d. 成果物の取り扱いについて

提出された成果物については、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理、改築、増築等に使用することがある。

(9) その他

延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計については、建築設備士の意見を聴くこと。ただし、設備設計一級建築士が設計する場合を除く。

### 3. 成果物、提出部数等

#### (1) 基本設計

成 果 物	ファイル綴じ	製本	適用
a. 建築(総合) ・ 建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) ・ 工事費概算書 ・ 仮設計画概要書 ・ ( )	各(1)部 A3版短辺綴じ を原則とするが、 綴じ方・その他は 監督員との協議に による	各(3)部 A3版短辺綴じ を原則とするが、 綴じ方・その他は 監督員との協議に による	
b. 建築(構造) ・ 建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種検討書 ・ ( )			
c. 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種検討書 ・ ( )			
d. 機械設備 ・ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種検討書 ・ ( )			

成 果 物	ファイル綴じ	製本	適用
e. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透視図</li> <li>・ 模型</li> <li>・ リサイクル計画書</li> <li>・ 設計説明書</li> <li>・ 工事計画概要書</li> <li>・ ( )</li> </ul>	各 (1) 部 A 3 版短辺綴じを原則とするが、綴じ方・その他は監督員との協議による ※ 透視図・模型は、Ⅱ 1 (2) の規定に基づき納品方法は監督員との協議による。	各 (3) 部 A 3 版短辺綴じを原則とするが、綴じ方・その他は監督員との協議による ※ 透視図・模型は、Ⅱ 1 (2) の規定に基づき納品方法は監督員との協議による。	
f. 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種技術資料</li> <li>・ 各記録書</li> <li>・ 比較検討資料</li> <li>・ ( )</li> <li>・ ( )</li> </ul>	各 (1) 部 A 3 版短辺綴じを原則とするが、綴じ方・その他は監督員との協議による	各 (1) 部 A 3 版短辺綴じを原則とするが、綴じ方・その他は監督員との協議による	

(注)

- 1 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- 2 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- 3 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。
- 4 電子成果物 (CD-R、DVD-R等) の提出部数は (・ 2部 ・ 部) とする。
- 5 電子納品の対象とする成果物等は基本設計図書、工事費概算書とし、これ以外の図書については監督員との協議による。





成果物等	発注用原図	発注用原図の写し(非縮小)	A3縮小図面	製本図面	適用 発注用原図についてA2版 以外は特記
d. 機械設備					
◎ 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図	各1部	各1部	各1部	非縮小版二つ折り製本及びA3版二つ折り製本(仕上がりA4)各(1)部	設備包含の場合、原則、A3版二つ折り製本(仕上がりA4)は、建築・電気・機械を1冊にまとめて作成
◎ 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図	各1部	各1部	各1部		
◎ 空気調和設備設計計算書	各1部	各1部	各1部		
◎ 給排水衛生設備設計計算書	各1部	各1部	各1部		
◎ 入札用の設計図 ・ ( )	各1部	各2部	各2部		
e. 昇降機設備					
◎ 昇降機設備設計図 昇降機設備図 搬送機設備図	各1部	各1部	各1部	上欄と同様	設備包含の場合、原則、A3版二つ折り製本(仕上がりA4)は、建築・電気・機械を1冊にまとめて作成
◎ 昇降機設備設計計算書	各1部	各1部	各1部		
◎ 入札用の設計図 ・ ( )	各1部	各2部	各2部		

成果物等	発注用 原 図	発注用 原図の 写し (非縮小)	A 3 縮小 図面	製本図面	適用 発注用原図に ついてA 2版 以外は特記
f. 建築積算 ◎ 建築工事積算数量算出書 ◎ 建築工事積算数量調書 ◎ 見積書等関係資料 ◎ 採用単価の根拠 ◎ 工事設計仕様書(内訳書) ・ ( Excelデータ )		各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 2 部		A 4 版長編 ファイル綴じ	
g. 電気設備積算 ◎ 電気設備工事 積算数量算出書 ◎ 電気設備工事 積算数量調書 ◎ 見積書等関係資料 ◎ 採用単価の根拠 ◎ 工事設計仕様書(内訳書) ・ ( Excelデータ )		各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 2 部		A 4 版長編 ファイル綴じ	
h. 機械設備積算 ◎ 機械設備工事 積算数量算出書 ◎ 機械設備工事 積算数量調書 ◎ 見積書等関係資料 ◎ 採用単価の根拠 ◎ 工事設計仕様書(内訳書) ・ ( Excelデータ )		各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 2 部		A 4 版長編 ファイル綴じ	
i. その他 ◎ 透視図 ・ 透視図の写真 ◎ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ◎ 省エネルギー関係計算書 ◎ リサイクル計画書 ◎ 設計説明書 ◎ 概略工事工程表 ◎ 都計法に基づく許可申請書 ◎ 確認申請図書(確認済証) ◎ 中高層建築物の届出書 ◎ 景観条例に基づく通知書 ◎ UD条例に基づく申請書 ◎ 省エネ法に基づく届出書 ◎ その他各法令手続き関係		各 2 部 各 1 部 各 3 部 各 2 部 各 2 部 各 2 部 各 2 部 各 2 部 各 2 部		A 3 版  A 4 版長編 ファイル綴じ  A 4 版長編 ファイル綴じ	

成果物等	発注用原図	発注用原図の写し(非縮小)	A3縮小図面	製本図面	適用 発注用原図についてA2版以外は特記
書類 ・ ( )					
j. 資料 ◎ 各種技術資料 ◎ 業務計画書 ◎ 構造計算データ ◎ 各記録書 ・ ( )		一式 一式 一式 一式		A4版長編 ファイル綴じ	

(注)

- 1 発注用原図、発注用原図の写し及びA3縮小図面の素材は、全て普通紙とし、設計者の氏名等を明示するとともに、押印すること。
- 2 発注用原図の写し及び非縮小版二つ折り製本図面は、押印後の発注用原図から複写したものを原則とする。(A3版二つ折り製本図面は押印・印影不要)
- 3 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- 4 設計図は、適宜、追加してもよい。
- 5 特記仕様書に記載のない成果物の形態・綴じ方、取りまとめ方法等は、監督員と協議すること。
- 6 発注用原図は、A4サイズに折った状態(折り図)で、また発注用原図の写しは、折り目が見つからないように留意のうえ二つ折りの図面ファイルに入れ納品すること。
- 7 電子成果物(CD-R、DVD-R等)の提出部数は(◎ 2部 ・ 部)とする。
- 8 電子納品の対象とする成果物等は設計図、積算数量調書及び計算書とし、これ以外の図書については監督員との協議による。
- 9 解体工事の設計業務委託等において図面のCAD化が困難な場合、電子納品の方法は監督員と協議による。

#### 4. 三重県認定リサイクル製品の使用について

設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。

検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物(設計図面、内訳書等)の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。

#### 5. 不当介入を受けた場合の措置について

暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)をうけた場合の措置について

- (1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必

要な協力を行うこと。下請負人等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第6号）が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 6. 不当要求等を受けた場合の措置について

尾鷲市は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から不当要求等防止責任者に報告様式〔三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、不当要求等防止責任者に躊躇なく相談すること。

## Ⅲ. 留意事項

### 1. 与条件の確認及び調査

受注者は、設計の検討作業に先立ち、周辺環境や利用状況等の把握及び施工上の障害等を確認するため現地調査を行わなければならない。なお、調査に伴う簡易な測量（計測等）は本業務に含むものとし、現地調査の結果、監督員より貸与された図面等との相違が大きい場合は監督員へ報告し、協議を行うものとする。

また、受注者が作成した実施設計図面は、現場との矛盾がなく、施工可能であることを確認した上で、成果品として提出すること。